

指定NPO法人制度について

平成 23 年 6 月の地方税法の改正により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（指定NPO法人）として、県または各市町村の条例で個別に指定された団体に対して寄附をした方は、個人住民税の税額控除を受けられることになりました。

小田原市においても、NPO法人への寄附を促進することにより、NPO法人の活動を市民が直接支援していく仕組みとして本制度を導入しました。

◆指定NPO法人とは

一定の要件を満たし、県または各市町村の条例で個別に指定されているNPO法人をいいます。

NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件（P2参照）の審査を受けた後、条例で個別に「指定」される必要があります。

◆指定NPO法人になることによるメリット

(1) 寄附者個人のメリット

個人住民税の税制優遇を受けられます。神奈川県と小田原市が条例で指定した指定NPO法人に寄附をした寄附者のうち、当該対象寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在小田原市に住所を有する寄附者の個人住民税が、寄附金税額控除の対象になります。（最大で寄附金額から2,000円を差し引いた残額の10%（市民税6%と県民税4%）が税額控除されます。）

(2) NPO法人のメリット

○認定NPO法人（※1）の要件の一つであるPST要件（※2）が免除

指定NPO法人が認定NPO法人の申請をした場合には、認定NPO法人制度の認定要件のうち、最も難しいと言われている公益要件であるPST要件（パブリックサポートテスト）が免除されます。

○内部管理と社会信用性の向上

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理が向上します。また、一層進んだ情報公開や適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

※1 認定NPO法人

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること、及び公益の活動に資することの一定の要件を満たすものとして、都道府県知事または政令指定都市の長が認定するもの。

※2 PST要件（パブリックサポートテスト）

認定基準のうちの公益要件のひとつで、NPO法人が広く一般から支持を受けているかどうかを判断するもの。次のいずれかを満たす必要があります。

- ・総収入に占める寄附金収入の割合が20%以上であること。
- ・年間3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。

◆小田原市の指定NPO法人制度

- ・本市に指定申出をするには、事前に神奈川県の指定を受ける必要(※3)があります。
- ・NPO法人の条例指定は、市議会における議決が必要となります。
- ・指定されたNPO法人への寄附金については、指定を受けた年の1月1日に遡って個人市民税の寄附金税額控除の対象とします。指定の有効期間は5年間です。

※3 指定NPO法人になるための要件（県指定要件の概要）

- (1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 事業活動の内容について、次の要件に該当していること。（公益要件Ⅰ）
 - ・不特定かつ多数の県民の利益に資するもの
 - ・特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの
- (3) 特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること。（公益要件Ⅱ）
 - ・定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
 - ・法人以外の者から支持されている実績があること。
- (4) 運営組織及び経理が適切であること。（運営要件）
 - ・役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
 - ・役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
 - ・各社員の表決権が平等であること。
 - ・会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
 - ・不適正な経理を行っていないこと。
- (5) 事業活動の内容が適正であること。（運営要件）
 - ・宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
 - ・役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- (6) 情報公開を適切に行っていること。（運営要件）
 - ・事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること。
 - ・事業報告書等について、インターネットにより公表すること。
- (7) 事業報告書等を期限内に所轄庁へ提出していること。（運営要件）
- (8) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。（運営要件）
- (9) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。
- (10) 欠格事由に該当しないこと。
 - ・役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
 - ・役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。など

◆申出の手続きの流れ

① 事前相談

指定の申出をするときは、事前にご相談ください。通年受け付けておりますが、ご希望の方はあらかじめ電話でご予約の上お越しください。

連絡先：小田原市地域政策課 電話 0465-33-1458 (平日 8:30～17:15)

② 申出受付

小田原市への書類提出期限	審議される市議会	市指定の時期
7月末まで	9月定例会	9月下旬
10月末まで	12月定例会	12月中旬
1月末まで	3月定例会	3月下旬
4月末まで	6月定例会	6月下旬

※神奈川県から指定を受けた後、書類提出期限までにご申請ください。

※期間内に書類がすべて整わない場合、審議される市議会がずれることがありますので、必ず事前にご相談ください。

③ 提出書類

市所定の様式に必要事項を記入し、添付書類と併せてご提出ください。

申出に必要な市指定の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

【必要書類】指定特定非営利活動法人指定申出書（小田原市指定様式）

神奈川県知事に提出した申出書類・添付書類の写し

④ 市議会での審議

市議会定例会において、申し出をした法人を指定する条例の審議を行います。

⑤ 指定

指定する条例の成立後、その成立した年の1月1日に遡って、個人市民税の寄附金税額控除の対象となります。

<小田原市指定NPO法人（平成27年7月15日現在）>

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の効力が生じた日	支出された寄附金が控除の対象となる期間
特定非営利活動法人 小田原市障害者福祉協議会	小田原市東町 一丁目7番7号	平成25年9月20日	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人 小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮 三丁目16番20号	平成26年9月18日	平成26年1月1日から 平成31年9月30日まで

※「支出された寄附金が控除の対象となる期間」とは、指定NPO法人に寄附をした寄附金（寄附をした日）が、寄附金控除対象となる期間を示しています。

◆指定NPO法人となった後に実施すること

主なものとして、次のことを行う必要があります。

○寄附者に対する手続（受領証明書等の発行）

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附者ご自身がお住まいの市町村に「市民税・県民税の申告」をする必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者に市民税・県民税の申告に必要な書類を発行する必要があります。

【交付書類】 寄附金受領証明書

（寄附者の住所及び氏名、受領した寄附金の額、寄附金を受領した年月日、貴団体名称、市税条例に規定する団体に該当する旨などを記載してください）

○寄附者名簿の保存・提出

県内に住所を有する個人から寄附金を受けた場合は、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日を記載した寄附者名簿を作成し、保存する必要があります（5年間）。

また、暦年ごとに寄附者名簿を県内の市町村ごとに作成し、小田原市に住所を有する寄附者について作成した寄附者名簿を、寄附を受けた年の翌年の3月15日までに小田原市役所市民税課まで提出してください。

○事業概要報告（毎年度提出が必要。各事業年度終了から3月以内に提出。）

【市提出書類】 指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書（小田原市指定様式）

○変更手続き（名称・主たる事務所の所在地等が変更となる場合）

【市提出書類】 指定特定非営利活動法人変更届出書（小田原市指定様式）

○更新手続き（指定期間の5年を経過する9月～5月前までの間で市が指定する期間）

【市提出書類】 指定特定非営利活動法人指定更新申出書（小田原市指定様式）

更新時に神奈川県知事に提出した書類の写し

問い合わせ先

【神奈川県NPO指定制度について】

神奈川県 県民局くらし県民部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階
TEL 045-312-1121（代表）内線2865～2868

【小田原市NPO指定制度について】

小田原市 市民部 地域政策課
小田原市荻窪300番地
TEL 0465-33-1458 Fax 0465-34-3822

【税の申告・寄附者名簿等について】

小田原市 総務部 市民税課 TEL 0465-33-1351